

## 「日本型福祉社会」論の推進と特徴

### Promotions and Characteristics of the Theory of “Japanese-style Welfare Society”

工藤 隆治\*)  
Ryuji Kudo

**要旨：**本稿は、「日本型福祉社会」論の萌芽期における福祉国家政策理念の特徴を踏まえて、1979（昭和54）年に出された大平正芳総理の政策研究会の報告書、自民党研究叢書の『日本型福祉社会』、『新経済社会7カ年計画』の中で示された、「日本型福祉社会」論を検証し、その特徴を明らかにしていくことを目的とする。

「日本型福祉社会」論には、①高福祉・高負担型福祉国家の否定、②家庭における福祉機能の重視、③企業における福祉の重視、④生活保障における民間市場システムの重視、⑤社会福祉供給主体の多元化と社会保障の補完制度としての位置づけ、⑥公的福祉システムの再検討と経済成長政策の重視という6つの特徴があることを明らかにした。そして、家庭における福祉機能に着目し、1970年代の親子の同居率と親と子どもの老親扶養の意識、高齢者の経済的な自立能力に対する意識を分析したうえで、「日本型福祉社会」論の考え方や問題点を考察した。

**Key Words：**「日本型福祉社会」論、家庭における福祉機能、社会保障制度、高齢者の同居率、老親扶養の意識

#### 序論

私は、2017（平成29年）3月に発表した『『日本型福祉社会』論の萌芽期における福祉国家政策理念の特徴』において、1975（昭和50）年から1978（昭和53）までの福祉国家政策理念の特徴を、「総合性・総合化」と「集中」という言説から明確にした。1979（昭和54）年1月以降、大平正芳総理の政策研究会が9つのグループに分かれ、それぞれのグループが報告書を公表した。同年8月には、自民党が『日本型福祉社会』という研究叢書を発行している。そして、同月に、『新経済社会7カ年計画』（以下、「新7カ年計画」と略す）が閣議決定された。新7カ年計画において、「日本型福祉社会」の考え方が、結実したと考えられる。

本稿は、「日本型福祉社会」論の萌芽期における

福祉国家政策理念の特徴を踏まえて、1979（昭和54）年に出された政策研究会の報告書、研究叢書、経済計画の中で示された、「日本型福祉社会」論を検証し、その特徴を明らかにしていくことを目的とする。

#### 1. 「日本型福祉社会」論の推進

##### 1-1. 大平正芳総理の政策研究会報告書

日本経済は、高度経済成長終了後、低成長期を迎え、「福祉見直し」の考え方が公表され始めた。『昭和50年代前期経済計画—安定した社会を目指して—』（1976〔昭和51年〕年5月閣議決定）は、高度経済成長後の経済の成長期から、安定的な成長軌道へ移行することを基本課題としていた。当時、世界経済の構造が変化し、日本の役割が問われた。

\*) 宇部フロンティア大学人間社会学部福祉心理学科教授

成長経済が変貌し、新たな経済領域の開拓が必要とされ、急速な少子高齢化の進行など社会的要因が大きく変化した。このような社会状況下において、1979（昭和54）年8月10日に、新7カ年計画が閣議決定された。

1979（昭和54）年1月以降、大平正芳総理の政策研究会が次々と発足したが、この政策研究会で議論された内容は、日本型福祉社会の構想が新7カ年計画のなかに体系化されていくうえで、重要な意義をもっていた。政策研究会は、9つのグループに分かれ、各報告書を提出している。研究グループ名は、①文化の時代研究グループ（報告書「文化の時代」）、②田園都市構想研究グループ（報告書「田園都市国家の構想」）、③家庭基盤充実研究グループ（報告書「家庭基盤の充実」）、④環太平洋連帯研究グループ（報告書「環太平洋連帯の構想」）、⑤総合安全保障研究グループ（報告書「総合安全保障戦略」）、⑥対外経済政策研究グループ（報告書「対外経済政策の基本」）、⑦文化の時代の経済運営研究グループ（報告書「文化の時代の経済運営」）、⑧科学技術の史的展開研究グループ（報告書「科学技術の史的展開」）、⑨多元化社会の生活関心研究グループ（報告書「多元化社会の生活関心」）であった。

9つの政策研究会は、大平正芳総理が考えていた田園都市構想や、家庭基盤の充実などを具体的政策として実現するために設立された。政策研究会のメンバーは、学者、文化人、各省庁の実務家などで構成されていた。21世紀に向けた国づくりや、新たな地域社会づくりを提案するために、田園都市構想研究グループ（以下、「田園都市グループ」と略す）が立ち上げられた。

田園都市グループは、自然豊かな潤いのある人間関係がとれた精神的・文化的価値の高い地域社会を建設するために、「田園都市国家構想」を提案している。田園都市国家構想とは、「都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力をもたらし、両者の活発で安定した交流を促し、地域社会と世界を結ぶ、自由で、平和な、開かれた社会」<sup>1)</sup>を目指す国造りの構想であった。田園都市国家構想の推進のためには、行財政改革が必要であり、「タテ割り行政」の打破と、「中央、地方を通じ、肥大化した行財政を根本的に見直し、免許・許認可事務などの各種行政権限・行政事務や補助金などの思いきった整理・削減と再編成を、断行すべき」<sup>2)</sup>であると指摘している。つまり、田園都市国家の目指すところは、行政を簡素で効率的なものにしなが、地方の時代に向けて地方の「自主性」を尊重し、活力ある地域発展を図る

うとすることであった。日本型福祉社会の実現は、田園都市国家の建設を基盤に、活力ある地域社会を目指すことであった。

田園都市国家構想を提示したうえで、戦後の社会変動のなかで表面化した日本の家庭の現状と問題点を分析し、家庭基盤の充実という観点から従来の諸制度や政策を見直し、日本社会・文化の特徴に関する歴史的・国際的視点から21世紀の新たな時代に対応した家庭基盤充実のための方向性を示すために、家庭基盤充実研究グループ（以下、「家庭研究グループ」と略す）が発足した。家庭研究グループの第1回会合において、大平正芳総理は、「家庭は、社会の最も大切な中核である。落ち着きと思いやりに満ち、充実した家庭こそ、国民の安らぎのオアシスであり、日本社会の基礎構造をつくるものである。国破れて家庭ありというか、戦後のわが国の復興、発展を支えてきたものは、家庭であったといえるのではないだろうか」<sup>3)</sup>と発言し、日本社会における家庭の役割の重要性を強調している。この家庭基盤充実研究グループにおける発言の前に、1979（昭和54）年1月の第87回の国会における施政方針演説で、大平正芳総理は、日本型福祉社会と家庭の関係性について、次のように述べている。「家庭は、社会の最も大切な中核であり、充実した家庭は日本型福祉社会の基礎であります。」「日本人のもつ自立自助の精神、思いやりのある人間関係、相互扶助の仕組みを守りながら、これに適切な公的福祉を組み合わせた公正で活力のある日本型福祉社会の建設に努めたいと思います。」<sup>4)</sup>

施政方針演説や政策研究会などの発言から、大平正芳総理は、日本型福祉社会における福祉サービス供給機能の主体の1つとして、家庭を重要視していた。そして、彼は、田園都市構想の建設と、家庭基盤の充実のための政策立案の必要性を踏まえ、文化の時代の経済運営研究グループ（以下、「文化研究グループ」と略す）の第1回会合において、経済成長における生活の目標を、量的拡大から質的向上に転換するうえで、日本型福祉社会推進の必要性を次のように述べている。

「成長率などマクロの経済目標を掲げてひたすらその量的達成のために邁進するという時代は、過ぎ去った。生活の質の向上を目指し、雇用、物価、所得など、経済の個々の問題についてじっくりと足元を見つめ、地道にこれに対応していくべき時代であろう。

このため、田園都市国家の建設、家庭基盤の充実、高齢化社会に対応した活力のある日本型福祉社会

の建設を提唱している次第である。」<sup>5)</sup>

文化研究グループの報告書（「文化の時代の経済運営」）は、『豊かな社会』の到来を可能にした経済的諸要因のうち、有効需要管理政策と福祉国家政策は、さまざまな困難に直面し、また、政府部門の肥大化が、先進国の経済的活力の低下を招いている<sup>6)</sup> という認識のもと、「急速な近代化を可能にした日本の文化・社会の特質と近代化のための経済運営戦略の概要を説明しつつ、もはや追いつくべきモデルを見出すことが困難となった日本が、これからの『文化の時代』にとるべき経済運営の指針を明らかにすること」<sup>7)</sup> を目標として作成された。

報告書では、上記の目標を設定したうえで、21世紀に向けての「文化の時代の経済運営」として、①人間性の尊重、②自主性の尊重、③創造性の尊重、④地域性の尊重、⑤国際性の尊重という5つの「基本理念」を定め、この理念を踏まえ、9つの提言を行っている。<sup>(注1)</sup>

文化研究グループは、混合経済政策の下では、福祉サービスの量的増大と質的向上を求める国民の声を抑えることが困難であり、大きな政府を形成しやすいと分析している。したがって、租税や公債の増加により、財政規模が拡大して、効率の悪い政府が生み出されないように、行財政の根本的見直しを絶えず行う必要がある。そして、政府が行う事業と民間が行う事業を明確に区別するとともに、民間に委ねるべき問題については、民間にその事業を移管すべきであり、福祉政策を推進していくうえで、国民の自助の精神を損なわないように注意することが財政政策を行ううえで重要な視点であるとしている。

以上の高度経済成長期の政府の財政状況と財政政策の方向性を踏まえて、文化研究グループの第4の提言である「財政政策」の目標は、政府が実施することと、民間が行うべきことを明確にし、「効率のよい政府」の実現を目指すことであった。そして、財政政策の目標を実現するために、次の3つの方法を示した。

- ① 当面の目標を『赤字国債』からの脱却に置く。
- ② 行財政改革が国会の場でも検討されるような委員会を設ける。
- ③ 財政の規模はもとより租税負担の水準についても、正しい情報の提供によって、国民的合

意を目指す。」<sup>8)</sup>

大平正芳総理の政策研究会で議論されたことで、財政政策と経済政策に伴う財源の分配政策には、関連性があった。報告書（「文化の時代の経済運営」）の第9の提言である「成長と分配」の項では、経済成長と社会福祉との関連性に触れながら、次のような提案をしている。

「提言：日本経済の活力と創造性を最大限に発揮して、適正な成長を維持するとともに、分配の公正・福祉水準の向上に努めることは、文化の時代の不可欠の要件である。そのため、次の諸点に配慮する。

- ① 適正な経済成長率の維持に努め、分配の公正の実現を図る。
- ② 物価の安定を特に重視する。
- ③ 福祉政策は社会的な弱者に対する最低生活の保障を中心に、重点的に行う。」<sup>9)</sup>

報告書によると、オイル・ショック以降、適正な経済成長を維持するためには、石油資源に依存することができなくなり、将来的に新しい効率の良い資源の開発を進めていく必要があった。自然環境を破壊しないために、企業や個人に対して、経済活動のルールを設定し、日本経済の活力と創造性を最大限に生かして、適正な経済成長を維持していくことが重要であった。

インフレーションによって物価が上昇すると、社会的弱者に対し重い課税をしているのと同じであり、母子家庭や年金生活者などの生活を困窮させてしまうので、物価については、その安定を図る対策を立てなければならない。その場合、物価対策を行っていくうえで、雇用維持政策と両立できるように、生産の向上、競争的市場の実現・維持を可能にする施策の改善を図る必要があるとしている。

福祉政策については、適正な経済成長と物価の安定を図りながら、社会的弱者に対する最低生活の保障のための対策を推進していくことに重点を置いている。福祉政策を推進していく部門として、民間の活力、地域、企業などを中核に据え、各団体の自助の力に期待した。行政機関と財政確保における政策の改革については、各行政部門が担当している福祉政策の統一化を図ることと、政策の1つの選択肢として、「負の所得税」による所得再分配政策を確立していくことが文化研究グループの構想であった。大平正芳総理の政策研究会における田園都市構

(注1) 文化研究グループにおける報告書の「文化の時代の経済・運営」で示された提言は、提言1「行政改革」、提言2「経営改革」、提言3「新しい生き方」、提言4「財政改革」、提言5「金融政策」、提言6「新しい中小・中堅企業」、提言7「農業と農村」、提言8「日本社会の国際化」、提言9「成長と分配」である。

想、家庭基盤の充実、文化の時代の経営運営という考え方は、新7カ年計画に引き継がれていく。

### 1-2. 自民党研究叢書『日本型福祉社会』

新7カ年計画が閣議決定された1979（昭和54）年8月に、自民党が『日本型福祉社会』という書名の研究叢書を発行している。研究叢書には、保守的な自民党の獨創性を有した日本型福祉社会の考え方が示されていた。

自民党が提起した日本型福祉社会は、福祉国家の政策と財政の膨張に対する否定から理論が展開された。それは、当時、高福祉・高負担型の福祉国家体制の代表であったイギリスとスウェーデンに対する批判から始まった。

イギリスについては、社会保障の拡充による平等化政策を推進したことにより、経済の活力が失われる英国病という「経済的糖尿病」が進行した。そして、英国病の原因は、国と地方公共団体における役人や公務員が増えすぎたことであり、その結果、イギリスにおける民間市場の活力が衰退したというのが、自民党の英国病に対する見解であった。

スウェーデンについては、極端な個人主義が浸透し、老後、子供と同居することなく、孤独な高齢者が一人で生活している世帯が増加している。離婚率、国民の自殺率、犯罪率も高く、人間関係が希薄な社会であるとしている。つまり、研究叢書は、世界最高の福祉国家とされるスウェーデンの文明病ともいえる社会の負の部分強調している。

また、研究叢書は、福祉国家の政策とその理念を徹底的に批判している。例えば、ナショナル・ミニマムの水準は、国民のニーズに応じて決定されると、国民の要求水準は際限なく高くなる。福祉国家は、国民に必要なナショナル・ミニマムの水準を保障する国家であり、「能力に応じて働く」というマルクスの共産主義よりも理想主義である。新自由主義者のフリードマンが主張した負の所得税についても、この制度に組み込まれているミニマムの無条件保障の思想が論理的に破綻していると指摘している。そして、自民党が考えていたナショナル・ミニマムは、「万人に一律平等に無条件かつ無料で与えられるミニマム」<sup>10)</sup>ではなく、「本人の努力にもかかわらず不可抗力的な事情で生きるのに必要なミニマムすら確保できなくなった場合に国が代って保障するもの」<sup>11)</sup>であった。

以上、福祉国家を否定したうえで、自民党は日本型福祉社会のシステムを提案している。その特徴は、個人の自由を基盤に生活におけるいくつかの安

全保障システムを構想することであった。システムの主体は、①個人が所属する家庭、②個人が所属する企業、③民間保険などを代表とする市場を通じて利用できるリスク対処システムであった。そして、この3つの主体を補完するものとして、国家の社会保障制度を位置づけている。この安全保障システムを運営していくうえで重要なことは、家庭基盤を充実させ、企業の安定と成長を推進することによって、経済の発展を維持することであった。

福祉国家は、個人の能力や努力に関係なく、すべての国民に福祉サービスを平等に配分するという結果の平等を目指すシステムであり、これは、国民を利己的に卑しくする墮落の象徴として捉えられていた。社会的リスクは、国民個人が負担し、その負担能力の限界を超えたときに、国家は最終的に社会的リスクを負担する機関として位置づけられていた。このような安全保障システムが、国家の繁栄を導くという考え方であった。

## 2. 「日本型福祉社会」論の結実—新7カ年計画—

### 2-1. 新7カ年計画の基本方向と目標

1979（昭和54）年8月、新7カ年計画は、石油資源を確保することが厳しくなった1970年代の国際情勢を踏まえ、「我が国経済を新しい安定的な成長軌道に乗せ、質的に充実した国民生活を実現するとともに国際経済社会の発展に積極的に貢献」<sup>12)</sup>することを1つのねらいとして閣議決定された。

新7カ年計画は、いくつかの箇所で日本型福祉社会に関することを記載しており、「日本型福祉社会」論の1つの集大成として公表された公的文書であったと考えられる。本計画は、新しい福祉社会を作る必要性として、「①人口の年齢構造が急速に高齢化すること、②人口、産業の地域的展開の基調が、大都市への集中から地方への分散へと転換する兆しがみえはじめていること、③国民の意識が量的拡大から生活の質へと転換しつつあること」<sup>13)</sup>という3つの社会的要因の変化を指摘している。そして、国民の意識の変化は、低成長の経済に影響を受けた結果であり、人口の高齢化とともに扶養負担の増大が予想されるなかで、社会的制度の変更とこれに伴う困難を覚悟しなければならないとしている。このような社会状況の変動のもとで、本計画は、「国民の公共に対するニーズは、住宅や生活関連社会資本の整備、社会保障の充実、教育文化施策の充実等を中心に高まっていくであろうが、これを従来どおりのやり方で充足していけば、公共部門が肥大化し

て経済社会の非効率化をもたらすおそれがある」<sup>14)</sup>という認識を示していた。この問題に対応するために、活力があり発展性のある経済社会の基本である、効率のよい政府を構築する必要があり、その実現のためには、「高度成長下の行財政を見直して、施策の重点化を図り、個人の自助努力と家庭及び社会の連帯の基礎のうえに適正な公的福祉を形成する新しい福祉社会への道を追求」<sup>15)</sup>する必要があると指摘している。

以上、社会的要因の変化と新しい福祉社会づくりの必要性を指摘したうえで、本計画の経済運営の基本方向は、「①経済各部門の不均衡を是正すること、②産業構造の転換とエネルギー制約の克服を図っていくこと、③新しい日本型福祉社会の実現に努めること」<sup>16)</sup>であった。第3番目の基本方向である新しい日本型福祉社会を実現するために、太平正芳総理の政策研究会で議論された、健康でゆとりのある田園都市国家の構想を実現するための諸施策を実施するとともに、経済社会の方向を本計画は次のように設定した。

「欧米先進国へキャッチアップした我が国経済社会の今後の方向としては、先進国に範を求め続けるのではなく、このような新しい国家社会を背景として、個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会のもつ創造的活力を原動力とした我が国独自の道を選択創出する、いわば日本型ともいべき新しい福祉社会の実現を目指すものでなければならない。」<sup>17)</sup>

新7カ年計画は、経済運営の基本方向を踏まえたうえで、「①完全雇用の達成と物価の安定と充実、②国民生活の安定と充実、③国際経済社会発展への協調と貢献、④経済的安定の確保と発展基盤の培養、⑤財政の再建と金融の新しい対応」<sup>18)</sup>を計画の目標とした。第2番目の目標である「国民生活の安定と充実」の項では、少子高齢化の予測、経済成長の減速、公共部門の財政上の制約などの社会背景を再確認したうえで、「我が国の社会が進むべき基本的方向として、国民の勤労意欲の強さや社会的流動性の高さなどで示されるような社会経済的特質を生かした新しい日本型福祉社会の創造が求められている」<sup>19)</sup>という認識を再度示している。そして、日本型福祉社会を創造するための要件は、「自由経済社会のもつ創造的活力を生かして国民生活の向上を図ることを基本」<sup>20)</sup>としながら、「効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保障するとともに、個人の自立心と家庭の安定が基礎となっ

て、その上に近隣社会等を中心に連帯の輪が形成され、国民一人一人が真に充実した社会生活を営むことができるような環境づくりを進めること」<sup>21)</sup>であった。

新7カ年計画は、経済や社会保障の水準が西欧先進国に追いついているという前提で立案されている。そして、日本型福祉社会の実現と創造に関する説明が、複数回、計画のなかで繰り返し記述されている。本計画は、「日本型福祉社会」論を基盤にした社会保障制度の整備・改革の方向性や考え方について、経済企画庁の視点から立てられた計画書であった。

## 2-2. 新7カ年計画における社会保障の方向性

社会的変動が進むなかで、国民生活の安定を図るためには、社会の動向に合わせた社会保障の体系化が必要である。新7カ年計画は、西欧諸国の社会保障の水準を維持しつつ、今後の社会的変動や経済環境の変化に即応しながら、安定的な制度運営ができるように、長期的・体系的に制度の整備を推進していくことを社会保障の方向として定めた。そして、社会保障の整備を進めていくうえでの原則を次のように設定した。

- 「① 緊要度の高い施策について重点的に拡充する一方、関連の各種施策の有機的連携を図り、効率的な社会保障体系を作る。
- ② 社会的公正を確保する見地から、給付と負担の両面にわたって、合理的な理由のない制度間の不均衡の是正を図る。
- ③ 合理的で適正な給付と負担の関係を明確にすることに努め、国民の合意を形成していく。」<sup>22)</sup>

つまり、経済企画庁は、制度の対象を緊要度の高いニーズに絞りながら、国民の給付と負担の関係における合意を得ることができる制度設計を考えていた。

社会保障整備における基本原則に立って、新7カ年計画は、具体的に施策を推進していくうえでの基本的な考え方を、次のように記述している。<sup>23)</sup>

年金部門については、総論としては、人口構造の高齢化と年金制度の成熟化に対応するために、制度の総合的・体系的見直しを行いながら、制度間の不均衡に対する合理的な是正、費用負担増大に対する財政の安定化などの改革を行う。

各論としては、被用者年金における支給開始年齢の段階的な引き上げを行うとともに、定年延長、再雇用の促進などの高齢者雇用を推進するなど、社

会保障政策と雇用政策の連携を図る。また、遺族年金の支給要件の見直し、福祉年金、5年年金などの経過的年金の給付水準を改善する。その際、財源の在り方、制度の本来的な給付水準とのバランス、長期的な年金財政に与える影響を検討し、適切に対処する必要がある。

その他、年金制度の業務処理体制の確立のために、全国オンライン・システム化を実施する。

保健・医療部門については、地域の特性に配慮した包括的保健医療体制の確立、医療情報システムの開発など医療研究体制の強化、医薬品副作用被害に関する救済制度の推進、検疫・防疫対策の充実、医療給付と費用負担の適正化などを推進する。

社会福祉部門については、高齢化の進展に伴い多様化する福祉ニーズに対応するために、地域福祉の推進、福祉サービスと保健医療サービスの連携を図る。そして、経済的・社会的変化に即応できる、適切な福祉サービスが供給されるように、社会福祉を改革するうえで、「①公的な社会福祉サービスとその費用負担のあり方、②市民や企業のボランタリーな福祉活動の振興、③有料老人ホームなど市場機構を通じて提供されるサービスの活用、有料の対人サービスの導入等による福祉需要の多様化への対応」<sup>24)</sup> など検討すべき事項を明確にしている。

### 3. 「日本型福祉社会」論の特徴と意義

政府や与党自由民主党の考えを前提にすると、「日本型福祉社会」論の特徴は次のように整理することができる。

日本型福祉社会の第1の特徴は、北欧諸国に代表される高福祉・高負担型の福祉国家を否定していることである。1970年代中ごろの日本の社会保障制度は、西欧先進諸国の水準に達しており、これ以上、高福祉・高負担型の福祉国家を追求すると、国民の道徳意識を荒廃させ、社会の発展を停滞させてしまう。

第2の特徴は、家庭における福祉機能を重視したことである。日本型福祉社会において、家庭は、人間社会の基礎集団であり、家庭、職場、地域、市場、そして、公共サービスにおける相互扶助と連帯のためのネットワークづくりのなかで、開かれた家庭を求めている。<sup>25)</sup> 昭和53年版『厚生白書』では、三世同居の家庭を、「福祉における含み資産」と考え、社会福祉供給主体として積極的に評価している。

第3の特徴は、企業における福祉を重視すること

である。企業は、個人に対して社会的役割と地位、そして、所得を保障し、帰属感や安心感、生きがいなど精神的支柱を与えてくれる集団である。また、医療、雇用、年金などの社会保険に対する保険料の一部を負担し、企業内福利も保障している。<sup>26)</sup>

第4の特徴は、民間市場システムを活用することである。自由主義経済社会における生活と生活保障の制度を両立する有効なシステムを市場に求めている。例えば、義務教育は、公立学校ではなく、私立学校で実施できる可能性を主張する。国(政府)は、市場システムが有効に機能できるように、ルールづくりを行う機関とする。<sup>27)</sup>

第5の特徴は、社会福祉供給主体を家庭、企業などに多元化し、社会保障は、各制度間の連携を図りながら、緊要度の高い施策を重点的に拡充し、家庭、企業を補完する制度として位置づけたことである。<sup>28)</sup>

第6の特徴は、国民の生活保障に対する公的な福祉システムを見直し、経済成長を促しながら、経済の国際貢献と協調を重視する政策を推進することである。

新7カ年計画は、日本の経済社会が西欧先進国諸国の水準に追いつき、経済が低成長期のなか、国民福祉を充実させるために、日本型福祉社会を推進していくうえで、次のような日本社会の長所を生かしていく必要があるとしている。

「第1は、国民の旺盛な勤労意欲であり、それが職場の内外において十分に発揮されることから高齢者社会になっても社会の活力が維持されていくことである。

第2は、高い教育水準である。このことは新しい技術に対する適応力の源泉であり、産業構造の知識集約化を促進する原動力となる可能性が大きい。第3は、社会的階層間の高い流動性、機会の平等化に伴う活発な競争心、所得分配の平等性、円滑な労使関係などから、社会の安定性と活力が保持されることである。このことは、価値観が複雑多様化してゆく社会においても国民の合意形成をかなり容易にし、それを通じて受益と負担のバランスをとり易くするとともに、公私の役割分担に応じて機能を果たし、大きくなりすぎた政府を持つことなく、福祉国家の弊害をさけることができる条件となるであろう。第4は、国民全体としての自助努力や家庭の相互扶助機能が高いことである。これらの特質は他国に例をみない変化への適応力となるであろう。」<sup>29)</sup>

そして、7カ年計画は、日本型福祉社会の意義について、次のように記述している。

「今後の福祉社会を目指す場合、国民生活と生活活

動とのバランス、資源配分の効率化と社会的公正の間の調和を図るなど経済運営により多くの困難が伴い、またその基礎となる経済成長が種々の制約要因に遭遇することを考えるとき、公的部門に過度に依存することなく、前記のような我が国社会の長所を生かして、民間の活力を基本としつつ、日本型福祉社会の創造を図るという戦略は、極めて重要な課題となろう。そして、このような福祉社会の建設は、それによって国内市場を掘り起し、我が国経済の発展方向を、従来の輸出により大きく依存した型より内需中心の発展へ転換するとともに、大きな雇用機会を創出することが期待できよう。また、その過程で輸出構造も製品輸出の比重を高め、ひいてはそれが省エネルギー化に貢献することもできる。さらには、我が国社会の安全性と活力に支えられた日本経済の発展力を活用して経済援助や对外投资を増大し、世界経済の安定成長に積極的な貢献を果たすこともできるようになる。日本型福祉社会の建設は、国際協調のための新しい戦略でもあるといえよう。」<sup>30)</sup>

1970年代後半における日本の経済政策は、第1次オイル・ショックによって停滞した経済の立て直しと持続的な成長が第1の目標であった。政府は、当時の経済成長を阻害しているのは、国の財源が膨張していることを1つの原因として考えていた。

日本型福祉社会における考え方の特徴の1つは、利用者に対する社会福祉の支援システムとして、「家庭における福祉機能」に期待したことである。そして、政府は、家庭における福祉機能を活用することによって、国の予算で重要な割合を占めていた社会保障に対する財源を削減し、国内の経済成長を推進させていくこと経済成長の目標としていた。経済成長を目標としたのは、日本経済の成長と安定を図りながら、経済の発展力を生かして、海外への経済援助や对外投资を活性化させることにより、経済分野における国際貢献を進めていくことであった。

#### 4. 家庭における福祉機能に関する考察

##### 4-1. 高齢者の欲求と家庭における福祉機能

本章では、「日本型福祉社会」論が社会福祉供給主体の1つとして位置づけていた、家庭における福祉機能に焦点を当て、考察していきたい。

1970年代後半、既に日本では、少子高齢化が将来の課題であった。特に高齢者への介護などに対する福祉の支援システムの構築が求められていた。

森岡によると、高齢者には、①経済的安定欲求、

②保健欲求、③情緒的反応欲求、④価値欲求という4つの欲求がある。そして、①については経済的欲求、②については身辺介護、③については情緒的援助で対応する必要がある。①、②、③の欲求は、家庭の福祉機能で対応できる欲求である。高齢者の欲求を満たす場合の家庭の福祉機能は、親が子供と同居している場合と別居している場合で、援助能力に違いが現れる。また、別居には、親の家に比較的近くに子どもが暮らしている近居と、遠方に暮らしている遠居という居住形態がある。

第1の経済的欲求に対する経済的援助については、同居・近居が、高齢者に直接的に援助できるし、遠居でも仕送りという形態で支援することができる。

第2の保健欲求に対する身辺介護については、同居が最も高齢者に対し、効果的な援助ができる。近居は、ある程度、高齢者に援助は可能であるが、遠居は、ほぼ、援助をすることは不可能であると考えられる。

第3の情緒的反応欲求に対する情緒的援助については、親子関係が良好であるという前提で考えた場合、同居・近居であれば、日常的に直接的な接触ができるので、高齢者の情緒的な安定を図ることができる。遠居については、通信手段を利用して高齢者との接触を図るため、情緒的な安定の効果は限定的であると思われる。

以上のことから、高齢者扶養において、子どもとの同居率は重要な意義があると考えられる。

##### 4-2. 1970年代の親子の同居率と老親扶養の意識

本項では、「老親扶養に関する調査」(総理府大臣官房老人対策室著、昭和50年7月)を手掛かりに、1970年代の親子の同居率の傾向や、親と子の老親扶養の意識について探求していきたい。

厚生省と総理府の調査からみると、戦後の子どもと親との同居率は、1950年代、1960年代は約80%を維持し、1970年代は70%台を記録した。その後、1980年代に入ると60%台に低下した。

「老親扶養に関する調査」では、親と子どもとの同居と別居、そして、その意識について、次のような結果を示している。<sup>31)</sup>

「親を扶養する立場にある者」に対する調査では、親と同居している者が38%で、別居している者が62%であった。親と同居している理由は、71%が「同居しているのが子として当然のつとめだから」、12%が「親子の自然の愛情から」と回答している。子どもは、親に対する感情的なつながりにおいて、

親と一緒に住むことを受け入れていると考えられる。

親と別居している理由は、「親が他の子どもと同居しているため」という答えが1番多く、51%であった。次に、「結婚しているため」が19%、「職場と親の住居が遠く離れているため」が10%であった。

「子に扶養される立場にある者」に対する調査では、調査対象者の95%に子どもがいるが、そのうち、75%の者が子どもと同居している。子どものいない者を含めた、60歳から74歳までの調査対象者の子どもとの同居率は、71%であった。子どもとの同居理由は、48%の者が、「同居は自然だから」、7%の者が、「親子の愛情から」と回答している。したがって、55%の者が、子どもとの同居を自然のものと考えており、親子とのつながりを重要視していると考えられる。その他の理由として、「家や家業を守るため」が19%、「身の回りの世話をしてもらえから」が8%、「経済的だから」が7%、「子どもが希望するから」が4%、「夫婦（又は1人）だけでは寂しいから」が3%という回答が得られている。

高齢者扶養において、子どもとの同居率とともに、子どもの親に対する扶養意識と親が子どもに対し期待する扶養意識も重要な要素である。この扶養意識について、「老親扶養に関する調査」では、次のような結果を示している。

「親を扶養する立場にある者」に対する調査では、親が寝たきりになったときの世話についての考え方で、「子どもが世話するのが当然」とする者が45%、「主として子どもがするが、子どもの力の及ばないときは社会が世話をする」が41%であった。この調査を見ると、大部分の親を扶養する立場の子どもは、親を扶養するのが当たり前と考えていた。社会的なシステムで親を世話するという意識に関する回答として、「子どもと社会の両方で世話をするのが適当」、「主として社会が世話をし、及ばないところは子どもが世話をするのが適当」、「すべて社会が世話をすべきである」と答えた者は、合計で13%であった。

「子に扶養される立場にある者」に対する調査では、「ねたきりになった老人の世話は誰がすべきか」という質問に対し、「子どもが世話するのが当然」と答えた者が52%、「主として子どもがするが、子どもの力が及ばないときは社会が世話をする」と回答した者が36%であった。

社会的なシステムに老親扶養を期待する回答として、「子どもと社会の両方で世話をする」、「主として社会が世話をする」、「すべて社会が世話をす

る」ことを適当と考えている者が、合計で10%であった。

老親扶養に関する親子の意識を比較すると、次のような結果となった。

同・別居についての考え方に関する質問では、『①同居が良い』という項目に対して、子どもが49%、親が59%、『②元気なうちは別居』という項目に対して、子どもが25%、親が17%、『③常に行き来できれば別居』という項目に対して、子どもが17%、親が8%、『④別居が良い』という項目に対して、子が7%、親が10%、『⑤その他』という項目に対して、子が2%、親が10%という回答が得られている。

「身の回りの世話は誰がすべきか」という質問には、『①長男』という項目に対し、子が43%、親が61%、『②娘』という項目に対し子が6%、親が15%、『③財産を多く受け継ぐ子』という項目に対し、子が13%、親が回答なし、『④子どもの共同』という項目に対し、子が33%、親が12%、『⑤その他』という項目に対し、子が5%、親が12%という回答が示されている。

「世話についての考え方」に関する質問では、『①子どもがするのが当然』という項目に対し、子が45%、親が53%、『②子が主で、社会が従』という項目に対し、子が41%、親が36%、『③子と社会の共同』という項目に対し、子が7%、親が6%、『④社会が主、子どもが従』という項目に対し、子が5%、親が2%、『⑤すべて社会』という項目に対し、子が1%、親が2%という回答が得られている。

「財産の相続についての考え方」に関する質問では、『①子どもの扶養の程度に応じて』という項目に対し、子が78%、親が36%、『②均等に』という項目に対し、子が16%、親が38%、『③愛情に応じて』という項目に対し、子は回答なし、親が4%、『④その他』という項目に対し、子が6%、親が22%という回答を提示している。

「敬老思想の普及の必要あり」に関する質問には、子の82%、親の85%が必要であると答えている。

以上の結果を踏まえると、1970年代の親子の同居率は、戦後間もないころから比較すれば、低くなっていたが、約7割を維持しており、高い数値を示していた。同居に対する意識については、子どもが約5割、親は約6割が、「同居は良い」と思っていた。

親が寝たきりになった場合、子どもに対する調査では、子どもが主体となって、親の世話をするという考え方の者が、8割以上であった。同じように、



親に対する調査では、9割弱の者が、親が寝たきりになった場合、子どもが主体となって世話をすることを理想と考えていた。

親の身の回りの世話については、長男が行うべきと考えている子どもは4割強、親は5割強であった。

親の財産の相続に関する考え方については、子どもの8割強が、「親に対する扶養の程度に応じて」、相続の対象を決定すると答えている。一方、親は、「子どもの扶養の程度に応じて」と「均等に」という回答が、3割強でほぼ同じ割合であった。この結果は、当時、長男が中心に老親の扶養を行っているという実態があり、子どもの考えとしては、親の財産を相続するのは長男であると考えたのではないかと推測できる。

1970年代の日本では、家における戸主が強大な権力をもち、戸主が家督を相続する。そして、戸主になるのは男性で妻の財産は戸主が管理するという「家」制度が、特に老親扶養の考え方を中心に引き継がれていたと考えられる。したがって、当時の政府は、「家」制度の老親扶養の考え方に期待し、政策の方向性において、「日本型福祉社会」論のなかで、家庭における福祉機能を、地域福祉システムの1つとして重要視した。

その後、日本では子どもと親の同居率が低下していき、1980（昭和55）年の同居率は、約7割であったが、2015（平成27）年の同居率は39%を記録し、子どもと親の同居は大幅に減少した。1970年代の日本政府は、将来的に親と子の同居率が、予想以上に低下していくということを推測していなかったと考えられる。したがって、第1次オイル・ショック後の日本の経済状況に鑑みて、社会保障関係費などを抑制したいという日本政府の意識が、家庭における福祉機能に多大な期待をかけるようになり、政策の1つの方向性として「日本型福祉社会」論を打ち出した。

#### 4-3. 戦後、高齢者の経済的な自立能力に対する意識

「日本型福祉社会」論では、地域福祉システムのなかの家庭における福祉機能を重視しようとする考え方が中核にあった。金銭的な支援は、遠距離で別居をしても、仕送りという形で、子どもは親に援助ができるが、同居をしていたり、近くに住んでいた方が、家計などの節約になり、高齢者の自立に影響があると考えられる。戦後から1970年代までにおける日本の高齢者の経済的な自立能力に対する意識がどのように変化してきたのかを、

1957（昭和32）以降の厚生省の4度の調査から明らかにしていきたい。

「自分の収入で暮らせる」と考えている65歳以上の高齢者の割合は、1957（昭和32）年が21%であった。その後、1963（昭和38）年が33%、1968（昭和43）年が39%で、徐々にその割合が伸びていった。

しかし、第1次オイル・ショックがあった1973（昭和48）年は、30%に低下した。高齢者は、オイル・ショックによる日本全体の経済の停滞で、生活していけるだけの自分の収入に自信を失ったのではないかと考えられる。そして、1970年代は、戦後における子どもと親の同居率が、若干下がったが、70%は維持していたので、高齢者が子どもに経済的な援助を期待していたとしても不思議ではない。

1990（平成2）年のエイジング総合研究センターの調査によると、高齢者の今後の生活設計と収入源について、「自己の力でまかなう」と回答した高齢者は、72.0%であった。その内訳は、「就業による収入でまかなう」が20.0%、「蓄えや年金の収入でまかなう」が49.6%、「不動産を活用してまかなう」が2.4%であった。<sup>32)</sup>

最も多い収入源は公的年金で、57.5%の高齢者が、年金収入に頼っていた。<sup>33)</sup> 1990年代に入ると、国民皆年金体制が確立してから約30年が経過し、年金が成熟してきた時期になったといえる。1990年の高齢者の子どもとの同居率は、約60%を維持していたが、低下傾向にあった。したがって、経済的な収入の面では、家庭に頼らずに生活できると考えている高齢者が増加してきており、子どもからの支援に期待しなくなってきたと考えられる。

## 結 論

「日本型福祉社会」論は、①高福祉・高負担型福祉国家の否定、②家庭における福祉機能の重視、③企業における福祉の重視、④生活保障における民間市場システムの重視、⑤社会福祉供給主体の多元化と社会保障の補完制度としての位置づけ、⑥公的福祉システムの再検討と経済成長政策の重視という6つの特徴に集約することができる。

1970年代、日本政府は、子どもと高齢者の同居率が高く、家庭における福祉機能に期待していたが、その後、同居率は低下し、家庭における福祉機能は脆弱化するとともに、高齢者の経済的な自立意識が高まっていくことを推測していなかったと考えられる。

「日本型福祉社会」論の萌芽期に、福祉国家政策

理念の特徴の1つとして、地域社会に総合的な福祉システムを構築するという政策の方向性が示された。当時、子どもと高齢者の同居率が低下すると予測していたら、地域産業を活性化させて、子どもが親の住居の近くに住めるような総合的な地域福祉システムを体系化し、同居を推進していく政策を策定すべきであった。

### 謝 辞

2016（平成28）年7月19日に、東洋大学名誉教授の山下袈裟男先生がご逝去されました。心からお悔やみ申し上げます。山下先生には、淑徳大学大学院時代に、高齢者福祉論に関わる演習でお世話になりました。また、修士論文の副査を担当していただき、鋭い視点から論文の指摘をしていただきました。心から感謝を申し上げます。故山下袈裟男先生に、この未定稿の論文を捧げたいと思います。

### 引用文献

- 1) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1980）『田園都市国家の構想』（大平総理の政策研究会報告書－2）大蔵省印刷局 p.7
- 2) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1980）『田園都市国家の構想』（大平総理の政策研究会報告書－2）大蔵省印刷局 p.29
- 3) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1985）『家庭基盤の充実』（大平総理の政策研究会報告書－3）大蔵省印刷局 pp.21－22
- 4) 松尾 均（1979）「日本型福祉社会づくり構想批判」p.66 福祉労働編集委員会代表 渡辺鋭気『福祉労働』第3号 現代書館 pp.64－79
- 5) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1980）『文化の時代の経済運営』（大平総理の政策研究会報告書－7）大蔵省印刷局 p.22
- 6) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1980）『文化の時代の経済運営』（大平総理の政策研究会報告書－7）大蔵省印刷局 p.7
- 7) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1980）『文化の時代の経済運営』（大平総理の政策研究会報告書－7）大蔵省印刷局 p.7
- 8) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1980）『文化の時代の経済運営』（大平総理の政策研究会報告書－7）大蔵省印刷局 p.137
- 9) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1980）『文化の時代の経済運営』（大平総理の政策研究会報告書－7）大蔵省印刷局 p.159
- 10) 自由民主党（1979）『日本型福祉社会』（研究叢書8）自由民主党広報委員会出版局 p.70
- 11) 自由民主党（1979）『日本型福祉社会』（研究叢書8）自由民主党広報委員会出版局 p.70
- 12) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.2
- 13) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.7
- 14) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.7
- 15) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.7
- 16) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.8
- 17) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.11
- 18) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.14
- 19) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.31
- 20) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.31
- 21) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.31
- 22) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.33
- 23) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 pp.34－36
- 24) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.36
- 25) 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編（1985）『家庭基盤の充実』（大平総理の政策研究会報告書－3）大蔵省印刷局 pp.7－8
- 26) 自由民主党（1979）『日本型福祉社会』（研究叢書8）自由民主党広報委員会出版局 pp.177－178
- 27) 自由民主党（1979）『日本型福祉社会』（研究叢書8）自由民主党広報委員会出版局 p.97
- 28) 自由民主党（1979）『日本型福祉社会』（研究叢書8）自由民主党広報委員会出版局 p.169
- 29) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 pp.150－151
- 30) 経済企画庁編（1979）『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局 p.151

- 31) 総理府大臣官房老人対策室編 (1975) 「老親扶養に関する調査」 pp.9 - 19
- 32) エイジング総合研究センター年鑑編集委員会編著 (1990) 『高齢化社会基礎資料年鑑 '90/'91年版』エイジング総合研究センター p.143
- 33) エイジング総合研究センター年鑑編集委員会編著 (1990) 『高齢化社会基礎資料年鑑 '90/'91年版』エイジング総合研究センター p.143
- 参考文献**
- エイジング総合研究センター年鑑編集委員会編著 (1990) 『高齢化社会基礎資料年鑑 '90/'91年版』エイジング総合研究センター
- 原田純孝 (1988) 「第5章『日本型福祉社会』論の家族像—家族をめぐる政策と法の展開方向との関連で—」東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家 (下)』東京大学出版 pp.303 - 392
- 堀 勝洋 (1981) 「日本型福祉社会論」社会保障研究所編集・発行『季刊社会保障研究』Vol.17, No. 1, Summer 1981 pp.37 - 50
- 自由民主党 (1979) 『日本型福祉社会』(研究叢書 8) 自由民主党広報委員会出版局
- 経済企画庁編 (1979) 『新経済社会7カ年計画』大蔵省印刷局
- 工藤隆治 (2017) 『日本型福祉社会』論の萌芽期における福祉国家政策理念の特徴」人間社会学部紀要編集委員会編『宇部フロンティア大学人間社会学部紀要』宇部フロンティア大学出版会 pp.3 - 13
- 松尾 均 (1979) 「日本型福祉社会づくり構想批判」福祉労働編集委員会代表 渡辺鋭気『福祉労働』第3号 現代書館 pp.64 - 79
- 森岡清美著 (1993) 『現代家族変動論』(シリーズ・現代社会と家族②) ミネルヴァ書房
- 内閣府『平成29年版高齢社会白書 (全体版)』 ([http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1\\_2\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1_2_1.html))
- 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編 (1980) 『田園都市国家の構想』(大平総理の政策研究会報告書-2) 大蔵省印刷局
- 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編 (1985) 『家庭基盤の充実』(大平総理の政策研究会報告書-3) 大蔵省印刷局
- 内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編 (1980) 『文化の時代の経済運営』(大平総理の政策研究会報告書-7) 大蔵省印刷局
- 岡本民夫、田端光美、濱野一郎、古川孝順、宮田和明編 (2007) 『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版
- 総理府大臣官房老人対策室編 (1975) 「老親扶養に関する調査」

## Promotions and Characteristics of the Theory of “Japanese-style Welfare Society”

Ryuji Kudo

Ube Frontier University

**Abstract:** The purpose of this paper is to prove the characteristics of the theory of “Japanese-style welfare society” that showed in the reports of society for the study of policy of Masayoshi Ohira Prime Minister, “the Japanese-style welfare society” of the Research Monographs of the Liberal Democratic Party, “New Economic and Social Seven Year Plan” in 1979 with a full understanding the characteristics of the idea of welfare state policies in the early stage of the theory of “Japanese-style welfare society.”

This paper proves the theory of “Japanese-style welfare society” has six characteristics of a negative of the welfare state of high level funding required for high level provision of welfare service, making much of the welfare function of family, making much of the welfare of enterprise, making much of the market system for a life security, a position as welfare pluralism and complement to social security. And the way of thinkings and problems of “Japanese-style welfare society” are studied in this paper after the cohabitation rate and the consciousness of parents and children with regards to the old parents dependents in 1970’s, a consciousness of economical self-reliance capability of the elderly persons have been analyzed.

**Key words:** *the theory of “Japanese-style welfare society” the welfare function of family the institution of social security the cohabitation rate of the elderly persons the consciousness of old parents dependents*